

# 労働・助成金情報 特急便

第 34 号 (2014 年 3 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今回は労働保険料等の口座振替納付についてのお知らせと、従業員が退職後、国民年金第 1 号被保険者となる場合の切り替え手続きと国民健康保険料の免除について取り上げたいと思います。

## 口座振替納付のご利用方法について

労働保険に加入されているすべての個別加入事業主の方が対象となります。  
口座振替納付をご希望される方は口座振替納付開始を希望する納期に応じて、下記の締切日までに「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼兼口座振替依頼書」（以下「依頼書」）にご記入の上、口座を開設している金融機関の窓口へ提出してください。尚、「依頼書」は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

### <口座振替の申込締切日>

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
申込み締切日 (金融機関の窓口あて)	2 月 2 0 日	8 月 1 4 日	1 0 月 1 1 日

※手数料はかかりません。

※口座振替の申込手続きが完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご留意下さい。

※口座振替を行う口座名義が事業主名と異なる場合は「労働保険料等の口座振替納付に関する同意書」の管轄の労働局への提出が別途必要となります。

### <口座振替納付日>

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
口座振替納付日	9 月 6 日	1 1 月 1 4 日	2 月 1 4 日

※第 2 期、第 3 期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

※口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

※年度更新手続き期間中に、年度更新申告書の提出がない場合は、第 1 期分の口座振替納付処理を行うことができませんので、ご留意下さい。

## 退職者に案内しておきたい国民年金保険料の免除制度

### 1号被保険者への切り替え

退職者本人の居住地の市区町村役場で行うことになっています。  
国民健康保険料は月額 15,040 円（平成 25 年度）であり、原則として退職日の翌日が属する月から保険料の納付が必要となります。

### 保険料の免除制度とその審査

保険料を納めることが経済的に難しい場合に申請を行い、承認を受けた上で免除制度を利用することになります。免除の種類には 4 種類あり、退職者本人、世帯主および配偶者の前年所得額によって、下記のように受けられる種類が異なります。

免除の種類	本人・世帯主・配偶者の前年所得（※）
全額免除	（扶養親族等の数 + 1） × 35 万円 + 22 万円 以下
4分の3免除	78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 以下
半額免除	118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 以下
4分の1免除	158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 以下

※ 1 月～ 6 月までの申請は前々年所得で判断。

### 免除制度を利用するメリット

主なメリットは免除を受けた期間が、将来年金を受けるために必要な加入期間（受給資格期間）に算入されることです。

但し、年金額については免除の種類に応じて減額されることとなります。

そのため、追納制度も用意されており、免除になったときから 10 年以内であれば、免除を受けた期間に関し、保険料を納めることができます。

また、退職後に免除制度を利用する際には、免除の種類を決定する際に本人の前年所得を対象から除外して判断される特例免除制度の利用ができます。